

慶應義塾大学総合政策学部小島朋之研究プロジェクト 2003 年春学期
第 3 班グループワーク論文

日米韓の対北朝鮮政策

KEDO 資金協力における温度差

2003 年 6 月 17 日

李東潤¹

林正明²

和田篤人³

¹ 慶應義塾大学総合政策学部 2 年。

² 慶應義塾大学総合政策学部 3 年。

³ 慶應義塾大学総合政策学部 3 年。

目次

序章 問題の所在

第1章 KEDO 設立の背景

- 第1節 北朝鮮 NPT 脱退
- 第2節 米朝交渉
- 第3節 KEDO 設立
- 第4節 小結

第2章 潜水艦侵入事件

- 第1節 事件の経緯
- 第2節 韓国と日米の対応の違い
- 第3節 小結

第3章 テポドン発射事件

- 第1節 「弾道ミサイル」テポドン発射事件と日本の対応
- 第2節 米国と韓国の対応
 - 第1項 米国の対応
 - 第2項 韓国の対応
- 第3節 小結

終章 まとめ

- 第1節 KEDO の問題点
- 第2節 提言

参考文献

問題の所在

1993年に朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）が核拡散防止条約（NPT）から脱退し、北朝鮮の核開発問題が北東アジアの安全保障上大きな懸念材料として挙がるようになった。一時は、米国の武力行使にまで発展するかのようには思われたが、1994年10月に米朝枠組み合意が合意され、それに基づいて、95年に朝鮮半島エネルギー開発機構（以下、KEDO）が日米韓の3ヶ国を中心に設立された。このKEDOを通じて、北朝鮮は黒鉛減速炉の凍結とその将来の解体の義務と引き換えに、軽水炉2基の建設とその軽水炉1基が完成するまでの間の代替エネルギーとして、年間50万トンの重油を獲得する権利を得たのである。この米朝枠組み合意は、米朝軍事衝突の危険性を回避することが出来たとして、評価されている⁴。また、KEDOは単なるエネルギー供与機関としての性格だけでなく、安全保障機関として、朝鮮半島における平和と安全に大いに貢献してきたとも評価されている⁵。

日米韓3ヶ国が共同で設立したKEDOであるが、その足並みはそろっていなかった。例えば、96年の北朝鮮潜水艦座礁事件では、韓国は3ヶ月もの間、KEDOに対する一切の協力を停止した。これに対し、米国は韓国のKEDOへの復帰が早急になされるように北朝鮮から韓国への謝罪を引き出し、枠組み合意の維持に努めた⁶。また、98年のテポドン発射事件に対して、日本はKEDOに対する資金凍結をもって、北朝鮮に圧力をかけようとした⁷。しかし、米国・韓国の反対にあって実行に移すことはなく、枠組み合意を維持することになった⁸。

上記したように、KEDOにおける資金協力について3ヶ国には温度差が存在している。この各国の不協和音を見ることは、北朝鮮に対する日米韓の思惑の違いを見ることになり、そこから、対北朝鮮政策における日米韓の本質的な違いを見ることにつながると考えられる。この本質的な違いを検証することにより、なぜ日米韓の連携がうまくいかなかったのかを明らかにすることができる。

本研究は、KEDOの失敗を通じて見えてきた複合的な北朝鮮問題を解決する手段としての新しい国際的な枠組みを作り上げる必要性を提言する。そして、包括的な北朝鮮問題の解決に向けて、今後どのような日米韓の連携が必要となってくるかについて考察していきたいと考える。

また、KEDOをモデル・ケースとして北朝鮮問題に対する日米韓の連携がうまくいかないことの本質部分を解明しようという先行研究はほとんどなく、こういった面からも本研究の意義は高いと考える。なお、北朝鮮問題解決には、日米韓の連携だけでなく、

⁴ 小野正昭「安全保障機関としてのKEDO」『世界』（1999年5月）、99頁。

⁵ 同記上。

⁶ 『読売新聞』（1996年12月30日）

⁷ 『読売新聞』（1998年9月4日）

⁸ 寺田輝介「テポドン再発射ならKEDOは中止すべきではないか？」『月刊エネルギー・フォーラム』（1999年5月）、51頁。

中国・ロシアなども重要な要素であるが、今回は KEDO を通じて考察していくことを第一に考えたため中国・ロシアについては触れないで、研究を進めていこうと思う。研究の手法としては、第 1 章において KEDO 設立の背景を確認し、第 2 章・第 3 章で日米韓三ヶ国の温度差が生じた事件について調べ、終章において KEDO の問題点について言及し、そこから見えてくる 3 ヶ国の対応の温度差を是正するための手段を提言する。

第 1 章 KEDO 設立の背景

1994 年の米朝枠組み合意の結果、北朝鮮の核開発の阻止を目的とした日米韓主導の国際コンソーシアム、KEDO が設立された。KEDO は、北東アジアにおいて初めての多国間調整を制度化した具体的取り組みであった。しかし結局それは米朝二国間交渉の産物であり、軽水炉の提供と引き換えに核不拡散体制の維持を図ろうとした米国の思惑が見え隠れする。そこで本章では、米朝交渉の過程を追い、KEDO の設立の背景を検証することによってどのような狙いが米国にあったのかを明らかにする。

第 1 節 北朝鮮 NPT 脱退

北朝鮮が核兵器開発の意図をもち、それを秘密裏に進めているとの疑惑が国際社会で浮上したのは、1980 年代後半のことである。この核開発疑惑がさらに深まったのは、寧辺の 2 ヶ所の核関連施設に対する国際原子力機関 (IAEA) の特別査察を北朝鮮が拒否したからである。そして 1993 年 3 月 12 日に北朝鮮が NPT からの脱退を表明したことは、北朝鮮に対する国際的な核開発の疑惑を一段と強めることになった⁹。そしてこの脱退宣言は、朝鮮半島の「核危機」の幕開けとなったのである。

北朝鮮の NPT 脱退宣言を受けたクリントン大統領は、直後に声明を発表し、北朝鮮の決定に対する深い失望と懸念を表明し、「これが最終的なものではなく、数週間後には脱退撤回につながることを期待している」と述べ、再考を促した¹⁰。また同日、韓国政府は「韓半島だけではなく、世界の平和と安定に対する深刻な脅威だ」とする声明を発表した¹¹。さらに、日本の宮沢喜一首相も「考え直してもらうために、日本、韓国、米国の協力が必要」と表明した。そして日米韓の政府間協議においては、日米韓 3 ヶ国が連携して北朝鮮に再考を促す努力を続けることで一致した¹²。このように、北朝鮮が NPT の脱退を表明したことは、日米韓 3 ヶ国にとって共通の脅威であり、だからこそ核開発阻止という共通の目標を追求することとなった。

しかし、北朝鮮の NPT 脱退宣言は、北東アジアの平和と安定にとって重大な脅威を与え

⁹ 『朝日新聞』1993 年 3 月 12 日。

¹⁰ 『朝日新聞』1993 年 3 月 19 日。

¹¹ 『朝日新聞』1993 年 3 月 13 日。

¹² 『朝日新聞』1993 年 3 月 23 日。

ると同時に、グローバルな核不拡散体制に対する重大な挑戦という二つの側面をもち合わせていた¹³。日韓などの北東アジア諸国にとって北朝鮮の核開発は、核の脅威に直接さらされることになり、地域性を帯びた死活問題である。一方米国は、北朝鮮の核開発を主として核不拡散の観点から捉えていた¹⁴。米国にとって、北朝鮮の NPT 脱退宣言は、北朝鮮が核兵器の開発・拡散の機会を増やすことを意味した。同時に、北朝鮮にならって北朝鮮のような小国が次々に NPT を脱退し、グローバルな核不拡散体制の崩壊を招く可能性を生むことを危惧した¹⁵。このように、NPT 体制そのものを根本から揺さぶる危険性を深刻に受け止めたからこそ、米国は北朝鮮と二国間での直接協議に踏み切ったのである。以上のように、日米韓 3 ヶ国は、北朝鮮の核開発を共通の脅威として受け止めていたが、脅威として捉えた視点が根本的に異なっていた。

第 2 節 米朝交渉

国連安保理事会は 1993 年 5 月、北朝鮮が NPT 脱退を再考し、国際的な義務を遵守するよう求める決議を採択した¹⁶。この間米国は、日本、韓国及び他の国連安保理事国とも協議を重ね、この問題を解決するために米朝交渉を開始しようとしたのである。こうして同年 6 月 2 日に米朝高官協議の第一ラウンド交渉がニューヨークで始まった。米国側は、第一ラウンド交渉において、北朝鮮がこれ以上新たな核燃料再処理を行わず、IAEA の保障措置義務を遵守し、NPT から脱退しない限り、米朝高官協議を継続することを明らかにした¹⁷。これらは「共同声明」という形で合意され、これにより北朝鮮が NPT から脱退するという事態だけは回避された。

第二ラウンド交渉は、同年 7 月からジュネーブで行なわれた。この交渉で米国側は、北朝鮮側に、IAEA との実質的な話し合いすすめるとともに、南北対話を再開するよう求めた。これらの話し合いが行われれば、北朝鮮側が求める軽水炉導入の技術的問題を含めた、幅広い問題を取り上げることを約束したのである。これは、同年 11 月 23 日、米韓首脳会談後に発表された「総合的かつ広範なアプローチ」¹⁸でも明らかにされているように、核問題のみならず、南北対話などを含む広範な問題を取り上げるよう要求していた韓国側に配慮した政策転換であった。

第二ラウンド交渉の合意で、二ヶ月以内に高官協議が再開されることになっていたが、南北対話がいっこうに再開されないため、米国としては高官協議に応じられなくなった。これは韓国が、南北対話の再開なしに、米朝高官協議が行われることに強く反対したからである。さらに、北朝鮮が IAEA の査察を拒否したことによって、第三ラウンド交渉は、

¹³ 今井隆吉編『ポスト冷戦と核』（劉草社、1995年）、153 - 155 頁。

¹⁴ 小此木政夫『ポスト冷戦の朝鮮半島』（日本国際問題研究所、1994年）、177 頁。

¹⁵ ケネス・キノネス『北朝鮮・米務省担当官の交渉記録』（中央公論新社、2000年）、15 頁。

¹⁶ 今井隆吉前掲書、164 頁。

¹⁷ 小此木政夫前掲書、187 頁。

¹⁸ 『朝日新聞』1993年11月24日。

開催の見通しが立たないまま放置された。その間、北朝鮮が 94 年 3 月の南北実務者協議において「ソウルは火の海になるだろう」¹⁹と挑発的な発言をし、また 6 月には IAEA を脱退表明するなど朝鮮半島の緊張は一気に高まった。

このような事態を打開しようと試みた米国のカーター元大統領が北朝鮮を訪問し、金日成主席と会談するに至った。この会談で、金日成主席は北朝鮮の核開発の凍結を約束した代わりに、米国に、軽水炉の支援と北朝鮮へ核攻撃しない約束を求め、米朝高官協議の第三ラウンド交渉に応じると約束した²⁰。後に開催された第三ラウンド交渉において、米朝は基本合意文書に調印した。この基本合意文書では、北朝鮮への軽水炉支援、核施設凍結、国交正常化に向けた連絡事務所の設置、北朝鮮の NPT 残留、北朝鮮に核兵器を使用しない事などが約束された。ここで、北朝鮮に核開発を停止させる代わりに軽水炉を提供するという国際機構、KEDO が設立されることとなったのである。

北朝鮮に NPT 脱退の撤回と、IAEA による査察を受け入れさせるために北朝鮮と二国間協議をもつことになった米国は、米朝交渉における最優先課題を核不拡散体制の堅持してきた²¹。米国側が、北朝鮮側に NPT への完全復帰と IAEA の査察を受け入れることを真っ先に求めたのは以上の理由からである。またこれは、米朝高官協議の米国側首席代表であるロバート・ガルーチ国務次官補が「保障措置の継続性を維持するために必要な IAEA のレギュラー査察を、北朝鮮が受け入れなければ米朝対話は続けられない」²²と明言していることから理解できるように、米国側は、核不拡散体制の遵守と引き換えに、高官協議の継続を与えようとしたのである。

第 3 章 KEDO 設立

米朝合意を受け、日米韓 3 ヶ国は、軽水炉プロジェクトなどを実施するための国際コンソーシアム設立に関する協定を作成するため協議を重ねた。94 年 3 月 6 日、その協定案の骨子が公表され、そして 3 月 9 日、KEDO 設立準備のための国際会議において、日米韓の 3 ヶ国が KEDO の原加盟国として本協定に署名した。これをもって KEDO は正式に発足した²³。

KEDO の目的は、北朝鮮の黒鉛減速炉の凍結とその将来の解体の義務と引き換えに、1000MW の韓国型軽水炉 2 基の建設と供与を行うことである。そして、第 1 基の軽水炉建設までの間、北朝鮮の黒鉛減速炉から得るエネルギーの代わりとして、年間 50 万トンの重油を提供する。軽水炉をもって核兵器を制するという意味で、KEDO は単なる援助機関ではなく安全保障機関として、朝鮮半島の平和と安定に寄与するものとして評価された。

また、KEDO はプロセスとして大きな意義を有している。このプロセスとしての意義を

¹⁹ 『朝日新聞』1994 年 3 月 20 日。

²⁰ 小此木政夫『金正日時代の北朝鮮』（日本国際問題研究所、1999 年）、244 頁。

²¹ 今井隆吉前掲書、154 頁。

²² 小此木政夫『ポスト冷戦の朝鮮半島』、191 頁。

²³ 梅津至「朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）の活動と今後の課題」『国際問題』1996 年 4 月、18 頁。

三つの側面から評価できる。まず一つ目の側面として、KEDO はその活動を通じて、北朝鮮により開かれた態度を取らせ、国際社会に引き込むよう仕向けるプロセスとなり得る。二つ目の側面において、KEDO のプロセスは韓国と北朝鮮との接触の場を提供している。現に、韓国および北朝鮮の双方が、現状においては KEDO のプロセスが事実上、南北接触の唯一のチャンネルであると認めている²⁴。さらに三つ目の側面においては、KEDO のプロセスは安全保障に関わる問題に関し、日米韓 3 ヶ国の緊密な協議の場を提供している。KEDO を機に、日米韓 3 ヶ国の審議官クラスの高官会談が、北朝鮮問題についての政策調整を行うために、頻繁にもたれるようになった。日米韓 3 ヶ国にとって、この協力体制と政策調整機能は KEDO で得た大きな成果であった²⁵。

第4章 小結

米朝交渉においては、北朝鮮の核開発の透明性という問題に関し、結局「過去の核」は追求されなかった。韓国や日本が求めていた「過去を含めて透明性を保証すべき」という点には一切触れられなかったのである。これは、米国にとって北朝鮮の NPT 脱退問題は、自らが提唱した NPT 体制の枠組みが崩壊することを意味するから、「過去の核」を不問に付してでも北朝鮮を NPT 体制の枠組みにとどめたいというのが米国の本音だったからである²⁶。95 年に NPT 無期限・無条件延長会議を控え、核不拡散体制の維持・強化を強く望む米国にとって、NPT の無期限延長が可決されることは絶対であった。そのため、北朝鮮の NPT 脱退を思いとどめさせ、NPT 体制の維持を図ったのである。

このような米国に対し、日韓にとって北朝鮮の核開発問題は核拡散という側面よりも、むしろ北東アジアの平和と安定への脅威といった地域的な観点から捉えられている。KEDO は日米韓協力のモデル・ケースとして積極的に評価されているものの、KEDO はそもそも不適當かつ不完全な形で予想外に設立されたものである²⁷。しかも、米国と北朝鮮による二国間交渉によって生まれた KEDO に、資金協力という財政的な関わりをもつ日韓は何を求め、何を期待しているのだろうか。

第2章 潜水艦侵入事件

第1節 事件の経緯

1996 年 9 月 18 日未明、韓国・江陵市内の東海岸で北朝鮮の小型潜水艦による武装工作員侵入事件が起きた²⁸。座礁している不信な潜水艦を韓国軍兵士が発見し、周辺を搜索した

²⁴ 梅津至「朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO) の活動と今後の課題」『国際問題』1996 年 4 月、24 頁。

²⁵ 小此木政夫編著『金正日時代の北朝鮮』、248 頁。

²⁶ 朴英明「米朝合意に困惑する韓国」『週刊東洋経済』1994 年 8 月 27 日、42 頁。

²⁷ スコット・シュナイダ - 「北太平洋地域における具体的な協力の可能性と展望」『NIRA 政策研究』2001 年、36 頁。

²⁸ 『読売新聞』(1996 年 9 月 18 日)。

結果、北朝鮮の武装工作員 11 名の射殺体が発見され、また、逃走兵 1 名の身柄を拘束することとなった。この事件は、北朝鮮の対南工作活動が依然として活発であることを示し、韓国の権五幾副首相兼統一院長官は「今回の事件は、韓国内の政局混乱を誘導するためのもの」という見解を示した²⁹。この結果、南北関係は冷え込んだ状態へと落ち込んでいってしまい、当時の韓国の金泳三大統領は北朝鮮に対して報復措置として 93 年以降行っていなかった米韓合同軍事演習「チームスピリット」の再開の検討、経済支援・食糧援助・KEDO への資金協力を一時中断など、対北朝鮮政策の全面的見直しを示唆する発言を行った³⁰。北朝鮮はそれに対して、人民武力省スポークスマンの談話を朝鮮中央通信に掲載し、「今回の潜水艦の座礁は通常訓練中に機関故障で座礁したものであり、南朝鮮（韓国）は座礁した潜水艦と遺体を含む兵士らの即刻返還を要求する」³¹といった内容であり、対南工作であることを否定する発言を行っており、北朝鮮は国連総会や米朝会談などで「韓国への武力報復の用意がある」³²などの強硬的な姿勢を見せていた。この南北朝鮮の反応に対して、94 年に米朝枠組み合意で北朝鮮の核危機を回避できた米国はクリストファー国務長官が「南北対話や人道支援などが今後も続けられるよう、すべての当事者がこれ以上挑発的な行動を取らないように願っている」³³と発言し、韓国側に自重を求め、事態が大きくなり枠組み合意に損傷をきたすことを恐れていた。しかし、韓国と北朝鮮はお互いに一步も譲らない強硬な姿勢を崩さずにいた。今回の韓国側の対応を見てきた米政府は一連の事件が米朝関係のみならず、米朝枠組み合意自体に致命傷をあたえるのではないかと真剣に懸念を始め、「合意履行と半島の政治問題は切り離すはずだったが・・・」などの発言にみられるように、韓国に対する苛立ちも生じていた³⁴。しかし、米国の外交努力により 11 月下旬にようやく、北朝鮮側が米国の説得に応じ、韓国に対して遺憾の意を表明することを示唆し³⁵、12 月の下旬、事件から 3 ヶ月経てようやく、北朝鮮は朝鮮中央通信と平壤放送を通じて、「深い遺憾の意を表し、事件の再発防止のために努力する」との声明を発表した³⁶。これにより、韓国は事件以降停止していた対北支援政策を再開することを決定した³⁷。

第 2 節 韓国と日本・米国の対応の違い

今回のこの潜水艦事件による一連の流れとして、韓国の強硬な態度が大きく目につく。韓国はなぜ、米国との間にしこりが生じてでも KEDO 資金停止などを通じてこの潜水艦事件に対して最後まで妥協をしなかったのだろうか。

94 年の枠組み合意以降もこの潜水艦事件だけでなく、北朝鮮は韓国に対してたびたび

²⁹ 『読売新聞』（1996 年 9 月 19 日）。

³⁰ 『読売新聞』（1996 年 9 月 25 日）。

³¹ 『読売新聞』（1996 年 9 月 24 日）。

³² 『読売新聞』（1996 年 9 月 28 日）。

³³ 『読売新聞』（1996 年 9 月 21 日）。

³⁴ 『読売新聞』（1996 年 10 月 30 日）。

³⁵ 『読売新聞』（1996 年 11 月 19 日）。

³⁶ 『読売新聞』（1996 年 12 月 30 日）。

³⁷ 『読売新聞』（1997 年 1 月 25 日）。

武力挑発を行ってきた。95年10月には、板門店近くの京畿道?州郡に北朝鮮兵士三人が越境侵入、韓国側が一人を射殺する事件や96年4月に、板門店の共同警備区域の北側に重武装兵士が相次いで侵入するなど、潜水艦事件以前にも多くの武装兵士侵入事件があった。これらの侵入事件の中でもっとも大きなものが今回の潜水艦事件であったといえる。韓国は度重なる北朝鮮の武力挑発によって KEDO が核の抑止につながっても、韓国が最大の懸案事項としてみている通常兵力の脅威に対しては大きな影響を与えていないという認識から、KEDO の資金を停止するという措置にも訴えかけたのである。

米国は韓国の立場に理解を示しながらも94年の米朝枠組み合意による核の抑止としての KEDO 維持に積極的であり、韓国の KEDO に対する資金提供や技術提供の早期再開を望んでいた³⁸。韓国としては、91年の朝鮮半島の非核化宣言以降、朝鮮半島に核が存在することを恐れ、それに対応するための KEDO を評価しており、北朝鮮の核開発を恐れていたことに異論はない。しかしながら、韓国にとっては米国と違い、核の問題以上に通常兵力や工作活動による北朝鮮からの脅威を減らしたいという思惑がある。北朝鮮は非武装地帯(以下、DMZ)付近に兵力の大半を配備し、その存在が韓国にとって対北朝鮮の最大の脅威であった³⁹。今回の北朝鮮潜水艦事件は韓国側に北朝鮮の通常兵力が脅威であることを再認識させるに至った。

韓国が北朝鮮を封じ込めるための安全保障上の重要な機関の一つに KEDO があった。そして、韓国は、KEDO に大まかに分けて二つの役割を期待していた。第一に北朝鮮の核保有の抑止、第二に朝鮮半島の安定の維持と緊張緩和である⁴⁰。この第二の役割が今回の潜水艦事件を通して韓国側は達成できていないと考え、KEDO への資金停止を決定したのである。この韓国の行動の影響は甚大で KEDO による軽水炉建設の日程が大幅にずれ込むことになり、その解消を早期に米国は求めていた⁴¹。その理由は北朝鮮がいったん凍結した核兵器開発を再度行う危険性が高くなるからである。核施設の封印という義務と引き換えに北朝鮮は KEDO を通じて代替エネルギーを供与してもらうという権利を獲得したから、韓国の KEDO 援助停止は北朝鮮の枠組み合意破棄を誘発する危険な政策方針であったといえる。韓国が北朝鮮の核問題を最大限に危惧していれば、核問題とは違った今回の事件によって KEDO の資金協力を停止するという手段に訴えかけることは、本来ならば筋違いのはずであるが、北朝鮮は交渉の相手国として韓国を見ていない結果、KEDO の資金停止をもってしなければ国際的な制裁を加えることができないとの認識があったのである。そこに KEDO 資金について米国と韓国の間に対応の温度差が生じたといえるのである。

第3節 小結

今回の潜水艦事件において日米と韓国の間に対応の違いが生じた理由は、核の拡散とい

³⁸ 『読売新聞』(1996年10月30日)。

³⁹ 『朝日新聞』(1998年9月4日)。

⁴⁰ 小野正昭「安全保障機関としての KEDO」『世界』(岩波書店、1999年5月) 99頁。

⁴¹ 『読売新聞』(1996年10月30日)。

う国際的な問題を優先させようとする日米の意図と、それ以上に地域的な通常兵力や工作活動の問題を解決させたい韓国の意図との温度差から発生した。韓国にとって北朝鮮に対して強硬な態度を取る手段としてあった機関が KEDO しかなかった。しかし、KEDO は核問題を解決する機関であって通常兵力を解決する機関としての機能を本質的に備えていなかった。そういった KEDO に、韓国は通常兵力の問題を解決する手段として用いてしまったことによって、韓国の対応が「突出」したものとなってしまったのである。

第 3 章 1998 年テポドン発射事件

第 1 節 「弾道ミサイル」テポドン発射事件と日本の対応

1998 年 8 月 31 日正午、北朝鮮による射程距離が推定 1500 - 2000km の 2 段式「弾道ミサイル」テポドン 1 号の発射「実験」が行われた。第 1 段目が日本海に落下し、第 2 段目が三陸沖に落下し、日本国民に衝撃を与えた。北朝鮮政府は、日本列島を飛び越えた「飛行物体」は「弾道ミサイル」ではなく、人工衛星「光明星第 1 号」であると主張した。それに対し日本政府は、日本列島を飛び越えた「飛行物体」が「弾道ミサイルにせよ、人工衛星にせよ、日本の安全保障上の問題には変わらない」との認識を示した⁴²。長距離弾道ミサイルも人工衛星も技術的に酷似している。日本政府は、例え人工衛星であっても、その技術が長距離弾道ミサイルに転用できるものとして、今回のテポドン発射を脅威と受け止めたのである。しかし 98 年 10 月 30 日、防衛庁は、今回のテポドン発射に関する分析結果として、弾道ミサイルの発射であった可能性が高いとの判断を発表した。93 年、能登半島沖に向けて発射されたノドンとは異なり、テポドンは日本全域を射程距離に収めるため、日本政府は自国の安全保障に直接関わる問題として、これを深刻に受け止めた⁴³。

野中広務官房長官はテポドン発射直後、テポドン発射に関して「日本の安全保障や北東アジアの平和と安定という観点から極めて遺憾であり、このような北朝鮮の行為に対して厳重に抗議する」とのコメントを発表した⁴⁴。また日本政府は、今回のテポドン発射に関して米国などから事前情報を察知し、北朝鮮に対して「実験」中止を求めていた⁴⁵。こうした日本政府の注意を無視した形でミサイル発射が行われたことに対して、日本政府は怒りを露にした。今回の対抗措置として、日本政府は日朝国交正常化交渉、平壤 名古屋間の貨物チャーター 9 便の運行停止、食糧支援停止、そして KEDO への資金協力凍結の方針を打ち出した。当初、テポドン発射当日の 8 月 31 日に KEDO 理事国（日本、韓国、米国、EU）が北朝鮮の軽水炉建設の分担額を定める文書を採用する予定だったが、日本政府は今回の

⁴² 『毎日新聞』（1998 年 9 月 16 日）。

⁴³ 倉田秀也「北朝鮮の弾道ミサイルと日米韓関係 新たな地域安保の文脈」『国際問題』（日本国際問題研究所、1999 年 3 月）、63 頁。

⁴⁴ 『読売新聞』（1998 年 9 月 1 日）。

⁴⁵ 『朝日新聞』（1998 年 9 月 1 日）。

ミサイル発射を受け、採択延期の方針を決めたのである。軽水炉建設費用は KEDO 理事国の協議で約 46 億ドルと決定されており、その内の 10 億ドルを日本が負担することになっていた。しかし、北朝鮮がミサイル発射したことによって、日本政府は「(軽水炉分担額を定める文書を)署名すれば、北朝鮮に『脅せば何でも取れる』という誤ったメッセージを送ることになる」との判断から、KEDO への資金協力を凍結する方針を決めた⁴⁶。北朝鮮によるミサイル発射は日本の安全保障に直結するだけに、最大限の対抗措置をとる必要があるとの判断から、日本政府は北朝鮮に対してこうした厳しい対抗措置を取った⁴⁷。

テポドンが発射された後も、日本政府は「KEDO が北朝鮮の核開発を阻止するのに最も有効な手段」と位置付けていた⁴⁸。KEDO 構成メンバーである米国、韓国からも日本に KEDO へ資金協力凍結解除を求めている。こうした状況の中、日本政府は「北朝鮮からミサイルが日本上空を飛び越えたことへの謝罪や何らかの説明が必要だ」と述べ、発射問題に対しては引き続き毅然とした態度で臨む姿勢を示した⁴⁹。ミサイル発射を受けて日本政府が、KEDO への資金協力を凍結する方針を打ち出したのは、このまま費用負担を決めても国民の理解が得られないと判断したからである。同年 9 月 20 日、ニューヨークで開かれた日米両国外相・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会(2+2)では、高村正彦外務大臣は「(KEDO に対して)10 億ドル以上の資金を全くミサイルが発射されなかった時と同じように供出するのは、かえって誤ったメッセージを送ることになる」と日本の立場を説明した⁵⁰。98 年 10 月に行われた日韓首脳会談においては、韓国の金大中大統領が「KEDO への積極的な貢献をお願いしたい」と日本に要請したが、日本の小淵首相は国民世論など「日本側にも難しい」事情があるとして KEDO への資金協力に対して慎重な姿勢を取った⁵¹。

このように日本政府が KEDO 資金協力に関して厳しい姿勢を取った背景には、KEDO 資金協力凍結する方針を打ち出し、北朝鮮に対して明確なメッセージを送る必要性があったからである⁵²。専守防衛という制約を持つ日本は、あくまでも外交的手段を使って危険を除去するほかしかない。98 年 10 月 15 日の衆議院外務委員会の答弁で高村外相は、「北朝鮮のミサイルや核開発をやめさせるには、交渉するか、ぶったたくかだ。ぶったたいてやめさせる力は日本にはなく、話し合いでやめてもらうしかない。その枠組みが KEDO だ」と述べており、KEDO への資金協力凍結という方針を使って北朝鮮に対して圧力をかけることを説明した⁵³。この高村外相の答弁は、北朝鮮の核開発問題を解決するにも、ミサイル開発問題を解決するにも、KEDO という枠組みしかないことを意味しており、小淵首相も北

46 『毎日新聞』(1998 年 9 月 3 日)。

47 『読売新聞』(1998 年 9 月 2 日)。

48 『朝日新聞』(1998 年 9 月 3 日)。

49 『産経新聞』(1998 年 9 月 10 日)。

50 『毎日新聞』(1998 年 9 月 21 日)。

51 『産経新聞』(1998 年 10 月 9 日)。

52 『朝日新聞』(1998 年 10 月 22 日)。

53 『読売新聞』(1998 年 10 月 15 日)。

朝鮮に対して対話チャンネルを作らなければならない必要性を口にしていた⁵⁴。

米国、韓国と関係も考慮し、小淵首相は 98 年 10 月 16 日、「日本だけが特別な対応をとることは困難だ」と述べ、早期に凍結を解除する考えを明らかにした⁵⁵。そして、10 月 21 日、日本政府は軽水炉プロジェクトの経費負担に関する KEDO 理事会決議に署名を行うことを決めた。KEDO が北朝鮮の核兵器開発を阻止する、最も現実的かつ効果的な枠組みであるという認識から日本政府は、KEDO への資金協力再開を決めたのである⁵⁶。しかし、日本政府は KEDO 以外の経済制裁を引き続き行い、北朝鮮に対してミサイル開発の断念を働きかける姿勢を見せた⁵⁷。また日本政府は、北朝鮮がもしミサイルを再発射するのであれば、KEDO への資金協力を凍結する姿勢を見せている。99 年 1 月、野呂田防衛庁長官は、韓国の金大中大統領と会談した際に、北朝鮮がミサイルを再発射するのであれば、「KEDO への資金協力できなくなる懸念は持っている」と述べた⁵⁸。同月、コーエン米国防長官と対談した野中官房長官、野呂田防衛庁長官も、北朝鮮核開発問題に対して米韓の連携は必要と述べながらも、北朝鮮がミサイルを再発射すれば、国民世論を考慮して KEDO への資金拠出に反対する姿勢を示した⁵⁹。1999 年 2 月に自民党、自由民主党の安全保障政策担当者による与党訪韓団は、韓国関係者との会談で、ミサイル問題、拉致問題の解決がない限り、国会議員が KEDO への資金協力を賛同するのは難しいと伝えた⁶⁰。日本政府が KEDO 資金協力協定署名する直前の 99 年 4 月、自民党総務会で、佐藤信二元通産相や江藤隆美元総務庁長官らは「拉致疑惑やミサイル発射、工作船問題で、北朝鮮は勝手放題をやっている。誠意ある回答もなく、前進もないのに、資金を出すのは納得できない」などと主張した⁶¹。

1999 年 5 月 3 日、北朝鮮に軽水炉を建設するための総費用の約 2 割にあたる 10 億ドルを日本が負担することを約束する資金供与協定が、ニューヨークで KEDO と日本政府との間で締結された。資金協定が締結された後も、日本政府は繰り返し北朝鮮がミサイルを再発射するのであれば、KEDO への資金協力を凍結すると示唆した。1999 年 7 月に行われた日米韓による 3ヶ国外相会談において、北朝鮮がミサイル再発射にした際に KEDO 資金協力凍結する考えについて、高村外相は「再発射をやめれば利益がある、再発射すれば不利益を被る」とのメッセージを北朝鮮に与えることはできたと述べた⁶²。こうした強硬な姿勢を示すことによって、北朝鮮に対してミサイル発射の「抑止力」を保とうと考えたのであ

54 『読売新聞』(1998 年 10 月 26 日)。

55 『読売新聞』(1998 年 10 月 17 日)。

56 寺田輝介「テポドン再発射なら KEDO は中止すべきではないか？」『月刊エネルギー・フォーラム』(1999 年 5 月)、51 頁。

57 『産経新聞』(1998 年 10 月 31 日)。

58 『読売新聞』(1998 年 1 月 9 日)。

59 『産経新聞』(1999 年 1 月 9 日)。

60 『産経新聞』(1999 年 2 月 21 日)。

61 『毎日新聞』(1999 年 4 月 21 日)。

62 『毎日新聞』(1999 年 8 月 14 日)。

る⁶³。

第2節 米国と韓国の対応

KEDO の枠組みは、北朝鮮への軽水炉提供と引き換えに核開発を停止させるもので、北東アジアの安全保障と直結する。KEDO や米国、韓国は日本に KEDO 早期署名を要請してきた。米韓両国は、KEDO 事業が停止し、1994 年の「枠組み合意」が崩壊すれば、北朝鮮に核開発の口実を与えないとして、テポドン発射後も日本に対して KEDO への資金協力を要請してきた。

第1項 米国の対応

1998 年 9 月 20 日に行われた日米安全保障協議委員会で、オルブライト米務長官は、北朝鮮によるミサイル開発は日本の安全保障にとって深刻な問題であることを理解しながらも、「ミサイル問題と KEDO 合意は別問題」と述べた⁶⁴。ルービン米務省報道官も、「ミサイル開発は枠組み合意の違反ではない」との認識を示しており、米国としては日本の安全保障に直結した問題であるミサイル発射事件よりも北朝鮮の核開発を阻止することを優先していた⁶⁵。米国が、最も懸念していることが、日本政府が KEDO への資金協力を凍結することにより、軽水炉建設が断念され、1994年に米朝間で署名された「枠組み合意」が崩壊することであった。米国が懸念していたのは、「枠組み合意」崩壊を口実として、北朝鮮が核開発を公然と進める可能性があることであった。北朝鮮による核弾頭をつけたミサイル開発が成功することで、世界の軍事バランスが崩れることを米国は危惧していた⁶⁶。更に米国は、KEDO への資金協力を凍結すれば、北朝鮮に核開発の口実を与えるだけでなく、ミサイル開発に関しても口実を与え、「二つの脅威に直面する」と恐れていた⁶⁷。以上のように、米国は北朝鮮の核開発問題とミサイル開発問題は別であるとの姿勢を崩さなかった。この様に米国が、KEDO への資金協力を求めたのは、北朝鮮の核開発を阻止することで、北朝鮮による核拡散を防ぐという目的があったからである⁶⁸。

このようにミサイル問題に関して、日本と米国との間には、ミサイル脅威認識の温度差があった⁶⁹。テポドン発射事件への対応の仕方も米国と日本の間では異なっていた。日本が日朝国交正常化交渉停止、チャーター便運行停止、食糧支援停止、そして KEDO への資金協力凍結の方針を打ち出したのに比べて、米国政府は北朝鮮との高官協議やミサイル協議を通じて、ミサイル問題に対処していった。その米朝ミサイル協議の場では、日本などに直

⁶³ 寺田輝介、前掲論文、51 頁。

⁶⁴ 『産経新聞』(1998 年 9 月 21 日)。

⁶⁵ 同記上。

⁶⁶ 『毎日新聞』(1998 年 9 月 5 日)。

⁶⁷ 『毎日新聞』(1998 年 10 月 22 日)。

⁶⁸ 富山泰「日本の安全より兵器拡散を懸念する米国」『世界週報』(時事通信社、1998 年 9 月 22 日)、11 頁。

⁶⁹ 『産経新聞』(1998 年 9 月 24 日)。

接脅威を与える中距離弾道ミサイルの開発や配備の問題を一応扱っているが、北朝鮮からイラン、パキスタンなど中近東諸国へのミサイル関連技術が大きな議題となっていた。要に、米国は、日本など周辺諸国の安全よりも、核・ミサイルなど大量破壊兵器の拡散の脅威への対処を優先させたのである⁷⁰。

日本が北朝鮮のミサイル再発射によって資金協力再凍結を示唆していることに関して、米国は「KEDO への枠組み維持は必要だ」と日本に KEDO への資金協力を求めた⁷¹。日本が資金協力を凍結することで「枠組み合意」が崩壊し、核戦争が勃発したら、世界の軍事バランスが崩れることを米国は懸念していたのである⁷²。

1998 年には、インドとパキスタンと言った「核保有国」以外の国家が核実験を実施し、核不拡散体制を揺るがした⁷³。核兵器が全世界に拡散し、「核保有国」以外の国家が核兵器を保有することで、NPT 体制が弱体化することを米国は懸念した⁷⁴。米国は、KEDO を継続し、北朝鮮を「枠組み合意」内に留まらせることにことによって、核拡散を防ごうとしていたのである⁷⁵。

第 2 項 韓国の対応

1998 年 9 月 4 日、洪外交通商相は、日本政府が KEDO への資金協力凍結する方針を決めたことに関連し「KEDO は北朝鮮による核開発を凍結する役割だけでなく、中長期的には南北対話の窓としても意味がある」と述べ、日本の協力を促した⁷⁶。これに対し小淵首相は「核開発抑止の役割は十分理解しているが、ミサイルが日本の上空を越えたとなれば別の懸念もある。協力していくには国民の理解が必要だ」と述べ、国民感情に配慮して当面は協力を慎重にならざるを得ない事情を説明した。1999 年 1 月、訪韓中の野呂田防衛庁長官が「北朝鮮がもう一度同じようにミサイルを発射したら、KEDO への資金提供ができなくなる懸念もある」と述べ、韓国の金大中大統領は「日本の気持ちは理解するが、北朝鮮をめぐる状況を十分に検討、判断してほしい」として、慎重な対応を求めた⁷⁷。この様に、日韓の間でも今回のミサイル問題に関して脅威の温度差が生じていた。韓国は、「北朝鮮の弾道ミサイルは韓国に対するものではない」と捉えていたため、北朝鮮によるミサイル発射に関して過剰な反応を示さなかった⁷⁸。

韓国にとってテポドンよりも、既に非武装地帯 (DMZ) に配備されている北朝鮮の通常兵力、多連装ロケットなど長射程火砲やスカッドミサイル、そして開発されていると言わ

70 富山泰、前掲論文、11 頁。

71 『産経新聞』(1999 年 1 月 14 日)。

72 鍛冶俊樹「真の狙いは KEDO への資金拠出引き出し」『エコノミスト』(毎日新聞社、1999 年 8 月 10 日)、16 頁。

73 堀良剛「"寝耳に水"だったインド核実験 核拡散防止体制に"激震"」『世界週報』(1998 年 6 月 2 日)、12 頁。

74 『読売新聞』(1998 年 12 月 11 日)。

75 『読売新聞』(1998 年 12 月 12 日)。

76 『朝日新聞』(1998 年 9 月 4 日)。

77 『読売新聞』(1999 年 1 月 9 日)。

78 『毎日新聞』(1998 年 9 月 12 日)。

れる生物・化学兵器の方が脅威であるとされていた⁷⁹。韓国国内では、休戦ライン沿いに北朝鮮の長距離砲や多連装ロケットが配備され、有事となれば自国内に1分間に1万発もの弾雨が降り注ぐ韓国に対して、「低性能のミサイルが飛んだくらいで、日本は何を慌てふためいているのか」といった冷ややかな見方があった⁸⁰。韓国にすれば、ミサイル問題を解決するよりも、南北間の緊張緩和の方が優先すべき事項であったのである。北朝鮮との緊張を高める事態は回避したい韓国は、KEDO への資金協力を凍結するのは得策ではないと考えていた⁸¹

第3節 小結

1998 年のテポドン発射事件に関して、日本がとった対応は日米韓 3 ヶ国の中で「突出」したものと受け止められた⁸²。今回のミサイル発射事件において、日本が KEDO 資金協力に関して、過剰な反応を起こした背景には、北朝鮮の弾道ミサイルが日本の安全保障に直接関わる問題だからである。日本は、今回のテポドン発射を自国の安全保障の脅威と捉え、KEDO 資金協力を凍結する方針を打ち出し、北朝鮮に強硬なメッセージを送ろうとした⁸³。北朝鮮との緊張を悪化することを避けたい韓国は KEDO への資金協力を消極的な考えを持ち、米国は核拡散を防ぐために「枠組み合意」、KEDO の継続を主張していた。日本は KEDO への資金協力凍結という経済制裁を促すことによって、北朝鮮に圧力をかけようとしていた⁸⁴。米朝間にはミサイル協議が存在するが、日朝間にはミサイル問題を協議出来る対話の場が存在しなかった。日本にとって、KEDO への資金協力を凍結する方針を打ち出すことなど経済制裁をするしか、北朝鮮に対し厳しい姿勢を示すことが出来なかったのである⁸⁵。こうして日米韓 3 ヶ国の足並みが乱れた結果、KEDO の軽水炉建設プロジェクトが大幅に遅れたのである⁸⁶。

終章 まとめ

第1節 KEDO の問題点

北朝鮮による核開発問題は、日本、韓国といった北東アジア周辺諸国だけでなく、米国にとっても安全保障上大きな問題となっている。1993 年に北朝鮮の NPT 脱退宣言を発端として北朝鮮核危機は、94 年 10 月に署名された米朝「枠組み合意」によって一応は収束さ

⁷⁹ 長島昭久「日米韓の対応は北朝鮮の思うツボか」『世界週報』(1999 年 10 月 12 日)、7 頁。

⁸⁰ 『毎日新聞』(1998 年 9 月 5 日)。

⁸¹ 『日本経済新聞』(1998 年 10 月 9 日)。

⁸² 倉田秀也、前掲論文、63 頁。

⁸³ 『読売新聞』(1998 年 10 月 22 日)。

⁸⁴ 『読売新聞』(1998 年 10 月 15 日)。

⁸⁵ 『読売新聞』(1998 年 10 月 22 日)。

⁸⁶ 『産経新聞』(1999 年 1 月 29 日)。

れた。「枠組み合意」が署名されたことにより、北朝鮮における軽水炉建設及び重油供与などを目的とした KEDO が設立された。米国にとって KEDO は、米国の核不拡散体制を維持する上で重要な存在となっていた⁸⁷。米国としては KEDO の活動の二つの側面、すなわち国際核不拡散体制の維持と朝鮮半島の平和と安定への寄与という地域的側面の中でも、特に前者の核不拡散体制の維持に重点を置いていた⁸⁸。KEDO が設立された背景にある「枠組み合意」は日本、韓国にとって問題である通常兵力の削減、生物化学兵器の規制、ミサイル開発阻止などの規定が欠落していた⁸⁹。

核開発問題にしても、「枠組み合意」は日本、韓国など近隣諸国に対する脅威より、「将来」の核拡散の脅威への対処を優先させたと批判されていた⁹⁰。「枠組み合意」では、米国が北朝鮮に軽水炉の核心部分を引き渡した後に、IAEA が北朝鮮の施設に対して特別査察が行われることになっていた。しかし、軽水炉が引き渡されるまでの期間に「過去」の核廃棄物を別の場所に移してしまえば、証拠のほとんどが消滅してしまうと批判されていた⁹¹。日韓両国は「枠組み合意」署名以前に、北朝鮮による「過去」の核開発の解明を求めていた。米国が「過去」の核開発の検証を先送りし、「将来」の核開発疑惑の解決を「枠組み合意」に含めなかった背景には、例え北朝鮮が核開発を行っていたと推定されていても、その核爆弾が米国にとっては大きな脅威にはならないと判断したからだ⁹²。米国は、北朝鮮の核兵器が重く大きいため、「ミサイルの弾頭として搭載出来ず、運用出来ない代物」と認識を持っていたため、北朝鮮の核兵器にそれほど脅威を感じていなかった⁹³。むしろ 1995 年に NPT 無期限延長会議を控え、国際体制の維持を図る米国にとっては、北朝鮮の「過去の核」の検証よりも、「将来」の核開発の阻止を優先した。「枠組み合意」が署名され、KEDO を設立することで、米国は国際核不拡散体制の維持を図ったのである。北朝鮮が核兵器を保有することだけで、脅威と感じた日本と韓国は、「過去を含めて核開発の透明性」を保障すべきだと主張したが、「枠組み合意」において「過去」の核開発問題は先送りされることになってしまった。結局、KEDO が設立された「枠組み合意」は、地域の安全保障の確保することよりも、米国の国際的核不拡散体制の維持を優先していたのである。

日韓両国にとって地域の安全保障問題の解決を重視していたが、KEDO しか北朝鮮の核開発を阻止する手段しかないまま、両国は米朝「枠組み合意」を遵守するしかなかった⁹⁴。韓国にとって KEDO は唯一の南北間の多国間対話チャンネルであった。韓国にとって、南北対話を推進する上で、KEDO は重要な存在と位置づけられていた⁹⁵。韓国は、KEDO を

87 小野正昭「軽水炉プロジェクトの意義と今後の課題」『東亜』（霞会）、18 頁。

88 梅津至「重要段階に入った KEDO」『外交フォーラム』（1998 年 2 月）、95 頁。

89 小林英夫編『北朝鮮と北東アジアの国際新秩序』（学文社、2001 年）、104 頁。

90 富山泰、前掲論文、11 頁。

91 小林英夫編、前掲書、101 頁。

92 森本敏「米国の譲歩ばかりが目につく核合意」『世界週報』（1994 年 11 月 22 日）、64 頁。

93 森本敏、前掲論文、65 頁。

94 『朝日新聞』（1995 年 1 月 22 日）。

95 梅津至、前掲論文、18 頁。

通じて、北朝鮮との信頼関係を構築し、南北和解を進めることを期待していた⁹⁶。北朝鮮との戦争が起きることによって大きな被害を受ける韓国にとって、「対話」チャンネルとしての KEDO の存在を重視していた。日本にとっても、KEDO は北朝鮮との有力な多国間対話チャンネルとして認識されていた。実際に憲法上の問題から北朝鮮の核開発を阻止するのに軍事的抑止力を持たない日本にとっては「対話」するしか北朝鮮の核開発を止める手段がなく、KEDO がその手段の一つとして捉えられてきた。こういった認識の違いが日米韓の対北朝鮮政策における温度差を生み出した原因であり、KEDO の問題点であった。

第 2 節 提言

北朝鮮の脅威性には、二つの種類がある。地域的脅威性と国際的脅威性である。地域的脅威性とは、ミサイルや通常兵力の問題である。国際的脅威性とは核の拡散やミサイル技術の輸出の問題である。これまでは、北朝鮮問題に対して日米韓は KEDO という枠組みを用いて解決を図ろうとしていたが、KEDO は本質的には核問題を扱った機関であるにも関わらず日本・韓国はミサイルや通常兵力の問題を解決しようと試みたことによって、日米韓の連携に綻びが生じたと言える。それは、第二章で述べたように 96 年の潜水艦侵入事件や 98 年のテポドン発射事件によって明らかとなった。このことを踏まえ、今後、北朝鮮問題を解決するためには、日米韓の思惑を網羅した包括的な枠組みが必要であることがいえる。ここで言う包括的な枠組み合意とは核問題だけでなく、ミサイルや通常兵力の問題を解決する合意のことを指す。なぜ、米国も含めて北朝鮮問題の包括的な解決を目指さなければならないかという点、日本と韓国がそれぞれで北朝鮮と交渉の場を設けたとしても、それは何の解決となってこなかった現実があるからである。2000 年の南北首脳会談や 2002 年の日朝首脳会談を経てもその直後にはいくらか緊張の緩和がなされたが、現在では再び緊張が高まってきた⁹⁷。北朝鮮は対話の相手として米国しか見ていないという現実がある⁹⁸。日本と韓国の北朝鮮に対する要望を達成するためには、米国を北朝鮮の地域的脅威性の解決に乗り出させなければならない。その上で対北朝鮮問題の包括的な枠組みを作成し、国際的な機関において、北朝鮮の国際社会復帰の糸口を探らなければならない。しかしながら、米国は北朝鮮問題において、核問題以外に対しては積極的な関心を持っていない。米国にとって差し迫った脅威として、核問題以外のことを認識していないのである。米国を日本・韓国の感じている地域的脅威の解決に乗り出させるためには、日韓の協力が必要不可欠となる。その上で、包括的な枠組み合意を模索していくことが北朝鮮問題を解決する上で重要であり、今後達成を目指していかなければならない。

⁹⁶ 小野正昭、前掲論文、21 頁。

⁹⁷ 『読売新聞』(2001 年 6 月 2 日)、(2003 年 6 月 9 日)。

⁹⁸ 『読売新聞』(2002 年 10 月 23 日)。

参考文献

書籍

- 今井隆吉・田久保忠衛・平松茂雄編『ポスト冷戦と核』(勁草書房、1995年)。
小此木政夫編著『金正日時代の北朝鮮』(日本国際問題研究所 1999年)
小此木政夫編『ポスト冷戦の朝鮮半島』(日本国際問題研究所、1994年)。
小此木政夫・小島朋之編『東アジア危機の構図』(東洋経済新報社、1997年)。
ケネス・キノネス『北朝鮮-米国務省担当官の交渉秘録-』(中央公論新社、2000年)。
小島朋之・竹田いさみ共編『東アジアの安全保障』(南窓社、2002年)。
小林英夫編『北朝鮮と北東アジアの国際新秩序』(学文社、2001年)。
重村智計『最新・北朝鮮データブック』(講談社、2002年)。
ドン・オーバードーファー『二つのコリア』(共同通信社、2002年)。
『東アジア戦略概観 2001～2003』(防衛庁防衛研究所、2001～2003年)。

雑誌・論文

- 梅津至「朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)の活動と今後の課題」『国際問題』(1996年4月)。
梅津至「重要段階に入ったKEDO」「外交フォーラム」(1998年2月)。
小野正昭「安全保障機関としてのKEDO」『世界』(1999年5月)。
小此木政夫「北朝鮮問題の新段階と日本外交」『国際問題』(2003年5月)。
倉田秀也「北朝鮮の弾道ミサイル脅威と日米韓関係」『国際問題』(1999年3月号)。
スコット・シュナイダ - 「北太平洋地域における具体的な協力の可能性と展望」『NIRA 政策研究』(2001年)。
寺田輝介「テポドン再発射なら KEDO は中止すべきではないか？」『月刊エネルギー・フォーラム』(1999年5月)。
朴英明「米朝合意に困惑する韓国」『週刊東洋経済』(1994年8月27日)。
福山悠介「米国の対北朝鮮政策」『東アジアと日本』(小島朋之研究会、2000年)。
フォーリン・アフェアーズ・ジャパン『アメリカと北朝鮮』(朝日新聞社、2003年)。
森本敏「北朝鮮の核開発問題と核不拡散」今井隆吉編『ポスト冷戦と核』(勁草書房、1995年)。

新聞

- 『朝日新聞』(1993～2003年)
- 『産経新聞』(1993～2003年)
- 『日本経済新聞』(1993年～2003年)
- 『毎日新聞』(1993年～2003年)
- 『読売新聞』(1993年～2003年)

ウェブ

- 『IAEA』ホームページ(<http://www.iaea.org/worldatom/>)
- 『KEDO』ホームページ(<http://www.kedo.org/>)
- 『外務省』ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>)